



発行 新潟県

第 43 号

令和元年10月1日

毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主 要 目 次

規 則

19 新潟県県税規則の一部を改正する規則（税務課）

告 示

- 464 土壤汚染対策法による形質変更時要届出区域の指定の一部改正（環境対策課）
- 465 土壤汚染対策法による汚染されている区域の指定解除（環境対策課）
- 466 遊漁規則の変更認可（水産課）
- 467 遊漁規則の変更認可（水産課）
- 468 遊漁規則の変更認可（水産課）
- 469 遊漁規則の変更認可（水産課）
- 470 県営土地改良事業計画の決定（農地計画課）
- 471 公共測量の実施通知（監理課）
- 472 都市計画の変更（都市政策課）

公 告

- 総合評価一般競争入札の実施（情報政策課）
- 指定管理者の募集（児童家庭課）
- 一般競争入札の実施（港湾振興課）

規 則

新潟県県税規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年10月1日

新潟県知事 花角 英世

新潟県規則第19号

新潟県県税規則の一部を改正する規則

新潟県県税規則（昭和34年新潟県規則第63号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後			改正前		
第73号様式（第117条関係） 法人設立・異動（解散・合併・変更・閉鎖等）届出書 (略)			第73号様式（第117条関係） 法人設立・異動（解散・合併・変更・閉鎖等）届出書 (略)		
申告書の提出期限の延長	<u>事業税及び特別法人事業税又は地方法人特別税</u> (略)	(略)	申告書の提出期限の延長	<u>事業税・地方法人特別税</u> (略)	(略)
(略)			(略)		
(略)			(略)		
第74号様式（第117条関係） 法人税に係る連結納税の承認等の届出書 (略)			第74号様式（第117条関係） 法人税に係る連結納税の承認等の届出書 (略)		
連結法人となる前の申告期限の延長の有無	<u>事業税及び特別法人事業税又は地方法人特別税</u> (略)	(略)	連結法人となる前の申告期限の延長の有無	<u>事業税・地方法人特別税</u> (略)	(略)
(略)			(略)		
(略)			(略)		

附 則

この規則は、令和元年10月1日から施行する。



◎新潟県告示第464号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により指定した形質変更時要届出区域（平成29年2月新潟県告示第116号）の一部を次のとおり改正する。

令和元年10月1日

新潟県知事 花角 英世

1 指定する形質変更時要届出区域

「燕市東太田字往来西1564番の一部、1565番4の一部、1565番5の一部、1565番6の一部、1565番7の一部及び1566番の一部」を「燕市東太田字往来西1560番10の一部、1560番11の一部、1560番14の一部及び1560番15の一部」に改める。

◎新潟県告示第465号

土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第2項の規定により、平成29年2月10日新潟県告示第116号により指定した形質変更時要届出区域の一部について指定を解除する。

令和元年10月1日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 指定を解除する形質変更時要届出区域
燕市東太田字往来西1560番10の一部及び1560番11の一部
- 2 土壌の汚染状態が土壌溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類
シス-1, 2-ジクロロエチレン、トリクロロエチレン
- 3 講じられた汚染の除去等の措置
土壌汚染の除去

◎新潟県告示第466号

漁業法（昭和24年法律第267号）第129条第3項の規定により、第5種共同漁業権遊漁規則の変更を次のとおり認可した。

令和元年10月1日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 漁業権者の名称及び住所
荒川漁業協同組合
村上市荒島144-24
- 2 漁業権の免許番号
内共第4号
- 3 変更の内容

次の表の変更前の欄中下線が引かれた部分を同表の変更後の欄中下線が引かれた部分に改める。

変更後		変更前	
(漁具、漁法の制限)		(漁具、漁法の制限)	
<p>第3条 次の表の左欄に掲げる漁具、漁法による遊漁は、それぞれ右欄に掲げる規模の範囲内で行わなければならない。</p>		<p>第3条 次の表の左欄に掲げる漁具、漁法による遊漁は、それぞれ右欄に掲げる規模の範囲内で行わなければならない。</p>	
漁具・漁法	規模	漁具・漁法	規模
手釣	(略)	手釣	(略)
竿釣	竿の長さ10mまでのもの 3本以内（ただし、さくらます・あゆ・いわな・やまめは1本）	竿釣	竿の長さ10mまでのもの 1本
タモ網	(略)	タモ網	(略)
かにかご	(略)	かにかご	(略)

- 4 変更後の遊漁規則の施行日
令和元年10月1日

◎新潟県告示第467号

漁業法（昭和24年法律第267号）第129条第3項の規定により、第5種共同漁業権遊漁規則の変更を次のとおり認可した。

令和元年10月1日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 漁業権者の名称及び住所
福島潟新井郷川漁業協同組合
新潟市北区前新田304番地
- 2 漁業権の免許番号
内共第7号
- 3 変更の内容

次の表の変更前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「変更部分」という。）に対応する同表の変更後の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「変更後部分」という。）が存在する場合には当該変更部分を当該変更後部分に改め、変更部分に対応する変更後部分が存在しない場合には当該変更部分を削る。

変更後	変更前																								
<p>(漁具、漁法の制限)</p> <p>第3条 次の表のア欄に掲げる漁具、漁法による遊漁は、それぞれイ欄に掲げる規模の範囲内でなければならない。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">ア 漁具・漁法</td> <td style="width: 50%;">イ 規模</td> </tr> <tr> <td>手釣 竿釣</td> <td>一人 3本以内</td> </tr> </table> <p>(遊漁料の額及び納付方法)</p> <p>第6条 遊漁料の額は次のとおりとする。ただし遊漁者が小学生以下のときは無料、中学生徒又は、肢体不自由者のときは表に掲げる額の二分の一に相当する額とする。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th>魚種</th> <th>漁具・漁法</th> <th>遊漁料</th> </tr> <tr> <td rowspan="2">こい、ふな</td> <td rowspan="2">手釣、竿釣</td> <td>1日 300円</td> </tr> <tr> <td>1年 1,500円</td> </tr> </table> <p>2 遊漁料の納付は、次に掲げる場所においてしなければならない。ただし、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。</p> <p>(1) 福島潟新井郷川漁業協同組合（<u>新潟市北区前新田304番地</u>）</p> <p>(2) 福島潟新井郷川漁業協同組合が指定した者</p>	ア 漁具・漁法	イ 規模	手釣 竿釣	一人 3本以内	魚種	漁具・漁法	遊漁料	こい、ふな	手釣、竿釣	1日 300円	1年 1,500円	<p>(漁具、漁法の制限)</p> <p>第3条 次の表のア欄に掲げる漁具、漁法による遊漁は、それぞれイ欄に掲げる規模の範囲内でなければならない。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">ア 漁具・漁法</td> <td style="width: 50%;">イ 規模</td> </tr> <tr> <td>手釣 竿釣</td> <td>一人 3本以内</td> </tr> <tr> <td>投網</td> <td>一人 1カ統以内、長さ3.6m以内、網目4cm以内</td> </tr> </table> <p>(遊漁料の額及び納付方法)</p> <p>第6条 遊漁料の額は次のとおりとする。ただし遊漁者が小学生以下のときは無料、中学生徒又は、肢体不自由者のときは表に掲げる額の二分の一に相当する額とする。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th>魚種</th> <th>漁具・漁法</th> <th>遊漁料</th> </tr> <tr> <td rowspan="2">こい、ふな</td> <td rowspan="2">手釣、竿釣、<u>投網</u></td> <td>1日 300円</td> </tr> <tr> <td>1年 1,500円</td> </tr> </table> <p>2 遊漁料の納付は、次に掲げる場所においてなければならない。ただし、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。</p> <p>(1) 福島潟新井郷川漁業協同組合（<u>新潟市北区前新田203番地1</u>）</p> <p>(2) 福島潟新井郷川漁業協同組合が指定した者</p>	ア 漁具・漁法	イ 規模	手釣 竿釣	一人 3本以内	投網	一人 1カ統以内、長さ3.6m以内、網目4cm以内	魚種	漁具・漁法	遊漁料	こい、ふな	手釣、竿釣、 <u>投網</u>	1日 300円	1年 1,500円
ア 漁具・漁法	イ 規模																								
手釣 竿釣	一人 3本以内																								
魚種	漁具・漁法	遊漁料																							
こい、ふな	手釣、竿釣	1日 300円																							
		1年 1,500円																							
ア 漁具・漁法	イ 規模																								
手釣 竿釣	一人 3本以内																								
投網	一人 1カ統以内、長さ3.6m以内、網目4cm以内																								
魚種	漁具・漁法	遊漁料																							
こい、ふな	手釣、竿釣、 <u>投網</u>	1日 300円																							
		1年 1,500円																							

4 変更後の遊漁規則の施行日
令和元年10月1日

◎新潟県告示第468号

漁業法（昭和24年法律第267号）第129条第3項の規定により、第5種共同漁業権遊漁規則の変更を次のとおり認可した。

令和元年10月1日

新潟県知事 花角 英世

- 1 漁業権者の名称及び住所
中魚沼漁業協同組合
十日町市干溝1508番地
- 2 漁業権の免許番号
内共第12号
- 3 変更の内容

次の表の変更前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「変更部分」という。）に対応する同表の変更後の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「変更後部分」という。）が存在する場合には当該変更部分を当該変更後部分に改め、変更後部分に対応する変更部分が存在しない場合には当該変更後部分を加える。

変更後	変更前

<p>(遊漁料の額及び納付方法)</p> <p>第7条 遊漁料の額は、次のとおりとし、消費税分を加算した額とする。ただし、第1号の場合において遊漁者が小中学生以下は無料、肢体不自由者のときは同号に掲げる額の2分の1に相当する額とし、次項但書に指定する方法により納付するときは、1,000円を加算した額とする。</p> <p>(1) 竿釣、又は投網による遊漁の場合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>魚種</th> <th>漁具・漁法</th> <th>遊漁料(税抜)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>あゆ</td> <td>竿釣</td> <td>1年 <u>10,000円</u> 1日 <u>2,000円</u></td> </tr> <tr> <td>やまめ、いわな、にじます、うなぎ、うぐい、こい、ふな</td> <td>竿釣</td> <td>1年 <u>6,000円</u> 1日 <u>1,000円</u></td> </tr> <tr> <td>こい、ふな、うぐい</td> <td>竿釣</td> <td>1日 <u>300円</u></td> </tr> <tr> <td>あゆ、やまめ、いわな、にじます、こい、ふな、かじか、うなぎ、うぐい</td> <td>投網</td> <td>1日 <u>3,900円</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>附則</p> <p><u>1. この遊漁規則の変更は、新潟県知事の認可を受けた日より施行する。</u> (令和元年10月1日 認可)</p>	魚種	漁具・漁法	遊漁料(税抜)	あゆ	竿釣	1年 <u>10,000円</u> 1日 <u>2,000円</u>	やまめ、いわな、にじます、うなぎ、うぐい、こい、ふな	竿釣	1年 <u>6,000円</u> 1日 <u>1,000円</u>	こい、ふな、うぐい	竿釣	1日 <u>300円</u>	あゆ、やまめ、いわな、にじます、こい、ふな、かじか、うなぎ、うぐい	投網	1日 <u>3,900円</u>	<p>(遊漁料の額及び納付方法)</p> <p>第7条 遊漁料の額は、次のとおりとする。ただし、第1号の場合において遊漁者が小中学生以下は無料、肢体不自由者のときは同号に掲げる額の2分の1に相当する額とし、次項但書に指定する方法により納付するときは、1,000円を加算した額とする。</p> <p>(1) 竿釣、又は投網による遊漁の場合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>魚種</th> <th>漁具・漁法</th> <th>遊漁料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>あゆ</td> <td>竿釣</td> <td>1年 <u>10,800円</u> 1日 <u>2,160円</u></td> </tr> <tr> <td>やまめ、いわな、にじます、うなぎ、うぐい、こい、ふな</td> <td>竿釣</td> <td>1年 <u>6,480円</u> 1日 <u>1,080円</u></td> </tr> <tr> <td>こい、ふな、うぐい</td> <td>竿釣</td> <td>1日 <u>324円</u></td> </tr> <tr> <td>あゆ、やまめ、いわな、にじます、こい、ふな、かじか、うなぎ、うぐい</td> <td>投網</td> <td>1日 <u>4,212円</u></td> </tr> </tbody> </table>	魚種	漁具・漁法	遊漁料	あゆ	竿釣	1年 <u>10,800円</u> 1日 <u>2,160円</u>	やまめ、いわな、にじます、うなぎ、うぐい、こい、ふな	竿釣	1年 <u>6,480円</u> 1日 <u>1,080円</u>	こい、ふな、うぐい	竿釣	1日 <u>324円</u>	あゆ、やまめ、いわな、にじます、こい、ふな、かじか、うなぎ、うぐい	投網	1日 <u>4,212円</u>
魚種	漁具・漁法	遊漁料(税抜)																													
あゆ	竿釣	1年 <u>10,000円</u> 1日 <u>2,000円</u>																													
やまめ、いわな、にじます、うなぎ、うぐい、こい、ふな	竿釣	1年 <u>6,000円</u> 1日 <u>1,000円</u>																													
こい、ふな、うぐい	竿釣	1日 <u>300円</u>																													
あゆ、やまめ、いわな、にじます、こい、ふな、かじか、うなぎ、うぐい	投網	1日 <u>3,900円</u>																													
魚種	漁具・漁法	遊漁料																													
あゆ	竿釣	1年 <u>10,800円</u> 1日 <u>2,160円</u>																													
やまめ、いわな、にじます、うなぎ、うぐい、こい、ふな	竿釣	1年 <u>6,480円</u> 1日 <u>1,080円</u>																													
こい、ふな、うぐい	竿釣	1日 <u>324円</u>																													
あゆ、やまめ、いわな、にじます、こい、ふな、かじか、うなぎ、うぐい	投網	1日 <u>4,212円</u>																													

- 4 変更後の遊漁規則の施行日
令和元年10月1日

◎新潟県告示第469号

漁業法（昭和24年法律第267号）第129条第3項の規定により、第5種共同漁業権遊漁規則の変更を次のとおり認可した。

令和元年10月1日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 漁業権者の名称及び住所
北信漁業協同組合
長野県上水内郡飯綱町大字牟礼936-2
- 2 漁業権の免許番号
内共第18号
- 3 変更の内容

次の表の変更前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「変更部分」という。）に対応する同表の変更後の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「変更後部分」という。）が存在する場合には当該変更部分を当該変更後部分に改め、変更後部分に対応する変更部分が存在しない場合には当該変更後部分を加える。

変更後	変更前
-----	-----

<p>(遊漁料の額及び納付方法)</p> <p>第6条 遊漁料の額は、次のとおりとする。ただし、関川水系漁業協同組合の内共第18号第5種共同漁業権の遊漁承認証を受けた者及び、遊漁者が小学生以下のときは無料、中学生及び身体障害者のときは同号に掲げる額の二分の一に相当する額とする。また、遊漁未申請者の者が漁場において漁場監視員に納付する場合は、<u>1,000円</u>を加算した額とする。</p> <p>附 則 1 <u>この規則の変更は、令和2年3月1日から施行する。</u> <u>(行政庁の認可日 令和元年10月1日)</u></p>	<p>(遊漁料の額及び納付方法)</p> <p>第6条 遊漁料の額は、次のとおりとする。ただし、関川水系漁業協同組合の内共第18号第5種共同漁業権の遊漁承認証を受けた者及び、遊漁者が小学生以下のときは無料、中学生及び身体障害者のときは同号に掲げる額の二分の一に相当する額とする。また、遊漁未申請者の者が漁場において漁場監視員に納付する場合は、<u>200円</u>を加算した額とする。</p>
--	---

- 4 変更後の遊漁規則の施行日
 令和2年3月1日

◎新潟県告示第470号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、新潟市及び南蒲原郡田上町の一部を受益地域とする県営新津郷田上地区区画整理（経営体育成基盤整備「一般型」）事業計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和元年10月1日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 縦覧に供する書類の名称
 県営土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間
 令和元年10月2日から令和元年10月31日まで
- 3 縦覧に供する場所
 新潟市秋葉区役所及び南蒲原郡田上町役場
- 4 その他

(1) 審査請求について

この土地改良事業計画の策定について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内（以下「不服申立期間」という。）に、知事に対して審査請求をすることができる。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合がある。

(2) 土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えについて

ア この土地改良事業計画の策定については、上記(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画の策定を知った日（告示日）の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として（訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。）、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することができる。

イ また、上記(1)の審査請求をした場合には、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

ウ ただし、上記イの期間が経過する前に、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記ア（審査請求をした場合にはイ）の期間や審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

◎新潟県告示第471号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、長岡市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和元年10月1日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 作業種類 公共測量(国土基本図修正測量)
- 2 作業期間 令和元年9月13日から令和2年3月31日まで
- 3 作業地域 長岡市

◎新潟県告示第472号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第1項の規定により、次の都市計画を変更した。

なお、関係図書は、新潟県土木部都市局都市政策課及び新潟県新潟地域振興局新津地域整備部において縦覧に供する。

令和元年10月1日

新潟県

代表者 新潟県知事 花角 英世

都市計画の種類及び名称

- 1 種類 五泉都市計画道路
- 2 名称 3・5・4号 土深本町善願線
3・4・6号 北五泉停車場線

公 告

総合評価一般競争入札の実施について(公告)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項及び地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の10の2第3号の規定により、新潟県が調達する新潟県LANシステム・共通基盤システム・住民基本台帳ネットワークシステム運用管理業務委託について、次のとおり総合評価一般競争入札を行う。

なお、この入札に係る調達は、WTOに基づく政府調達に関する協定(平成7年条約第23号)の適用を受けるものである。

令和元年10月1日

新潟県知事 花角 英世

1 入札に付する事項

(1) 調達案件の名称

新潟県LANシステム・共通基盤システム・住民基本台帳ネットワークシステム運用管理業務

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 委託期間

令和2年3月1日から令和5年1月31日まで

(4) 業務実施場所

入札説明書による。

2 入札説明書を交付する期間及び場所並びに本件入札に関する問合せ等

(1) 交付期間 令和元年10月1日(火)から令和元年10月18日(金)まで(新潟県の休日を定める条例(平成元年新潟県条例第5号)第1条第1項各号に規定する日を除く。)の各日の午前8時30分から午後5時まで

(2) 交付場所 新潟県総務管理部情報政策課電子県庁推進班(新潟県新潟市中央区新光町4番地1)

(3) 問合せ等 入札説明書による。

3 入札執行の日時及び場所

(1) 日時 令和元年11月25日(月) 午前10時

(2) 場所 新潟県新潟市中央区新光町4番地1

新潟県庁入札室

4 入札に参加する者に必要な資格

本件入札に参加する者は、一の個人又は法人若しくは共同企業体であって、それぞれ次に掲げる要件のすべてを満たしている者でなければならない。

(1) 個人又は法人

ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定のいずれにも該当しない者であること。

イ 次のいずれにも該当しない者であること。

(7) 令和元年10月1日以降に民事再生法(平成11年法律第225号)第21条第1項の規定による再生手続開始の申立をした者又は同条第2項の規定に基づく再生手続開始の申立をされた者

(4) 令和元年10月1日以降に会社更生法(平成14年法律第154号)第17条第1項の規定による更生手続開始の申立をした者又は同条第2項の規定に基づく更生手続開始の申立をされた者

ウ 新潟県に事務所又は事業所を有する者にあつては、新潟県の県税納税証明書(令和元年10月1日以降に発行された納税証明書であつて、未納がないことを証明したものに限る。)を提出した者であること。

エ 本件入札に係る入札説明書の交付を受けている者であること。

オ 5に定めるところにより、競争入札参加資格確認申請書等を提出し、本件入札に係る参加資格を有することについて新潟県知事から確認を受けている者であること。

カ 本件入札案件に関して、(2)に定める共同企業体の構成員となっていない者であること。

キ 入札説明書に定めるシステムの運用、維持管理等の業務を行う能力を有する者を、本件業務を行う作業員として配置できる者であること。

ク その他入札説明書に定める要件を満たす者であること。

ケ 新潟県暴力団排除条例(平成23年新潟県条例第23号)第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

(2) 共同企業体

ア (1)アからウに掲げる要件のすべてを満たす個人又は法人により自主的に結成された共同企業体であること。

イ 共同企業体のいずれかの構成員が、本件入札に係る入札説明書の交付を受けていること。

ウ 共同企業体を代表する構成員の出資比率が、当該共同企業体を構成する他の構成員の出資比率より大きいこと。

エ 共同企業体を構成する者が、他の本件入札に参加する共同企業体の構成員となっていないこと。

オ 5に定めるところにより、競争入札参加資格確認申請書等を提出し、本件入札に係る参加資格を有することについて新潟県知事から確認を受けている者であること。

カ (1)キに定める要件を満たす共同企業体であること。

キ 共同企業体を構成する者のうち少なくとも1以上の者が、(1)クに定める要件を満たす者であること。

ク 新潟県暴力団排除条例(平成23年新潟県条例第23号)第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

5 本件入札に係る参加資格の確認

本件入札に参加を希望する者は、次に定めるところにより競争入札参加資格確認申請書等を提出し、新潟県知事から本件入札に参加する資格を有する旨の確認を受けなければならない。

この場合において、次に定めるところに従わなかった者及び本件入札に参加する資格があると認められなかった者は、入札に参加することができない。

(1) 競争入札参加資格確認申請書等の提出

ア 提出期間 令和元年10月29日(火) 午前8時30分から午後5時まで

イ 提出場所 新潟県新潟市中央区新光町4番地1

新潟県総務管理部情報政策課電子県庁推進班

ウ 提出方法 本人(法人にあつては、代表権限を有する者。共同企業体にあつては代表構成員(代表構成員が法人の場合は、当該法人の代表権限を有する者)。以下同じ。)又は代理人の持参とする。

エ 提出書類及び部数 入札説明書による。

(2) 参加資格の確認結果の通知

本件入札に係る参加資格の確認結果については、競争入札参加資格確認申請書等を提出した者にそれぞれ書面で通知するので、競争入札参加資格確認申請書等を提出した者は、次に定めるところにより確認結果通知書の交付を受けること。

ア 通知期間 令和元年11月5日(火) 午前10時から午後4時まで

イ 通知場所 (1)イに定める場所

6 入札手続等

(1) 入札の方法

次のいずれかの方法によること。

ア 本人又は代理人が入札執行の日時及び場所に入札書を持参すること。ただし、代理人が持参する場合は、委任状を持参すること。

イ 本人が作成した一の入札書を封書の上、5(1)イに定める提出場所をあて先とした配達証明付きの書留郵便(封筒を二重とし、外封筒に「入札書在中」の朱書きをし、中封筒に1(1)の調達案件の名称及び3(1)に定める入札執行日時を記載したものに限り。)をもって3(1)に定める入札執行日の前日の午後5時までに到着するよう郵送すること。

(2) 入札書の名義人

本人(入札書を入札執行時に持参する場合は、本人又は代理人)に限る。

(3) 入札書の記載

ア 使用する言語及び通貨は、日本語(名義に関する部分を除く。)及び日本国通貨とする。

イ 落札決定に当たっては、契約希望本体金額(消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、自己の見積もった契約希望金額に110分の100を乗じて得た金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)。以下同じ。)に100分の10に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望本体金額を入札書に記載すること。その他入札説明書による。

(4) 落札者の決定

本公告に示した競争入札参加資格を有すると新潟県が判断した入札者であり、かつ予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした者のうち、以下の落札者決定基準により新潟県にとって最も有利な申込みを行った者を落札者とする。

落札者決定基準

ア 技術点及び価格点の和が最高の者を落札者とする。

合計点が最高の者が2者以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定する。

イ 技術点及び価格点は、別記評価基準に基づき、新潟県LANシステム・共通基盤システム・住民基本台帳ネットワークシステム運用管理業者選定委員会が採点する。

なお、技術点の採点のために、各入札参加者は入札説明書に基づき別途提出する企画提案書について、新潟県LANシステム・共通基盤システム・住民基本台帳ネットワークシステム運用管理業者選定委員会に対する内容説明(プレゼンテーション)及び委員との質疑応答(ヒアリング)を行うものとする。

7 無効入札

次に掲げる入札のいずれかに該当する入札は、これを無効とする。

(1) 入札に参加する者に必要な資格のない者又は競争入札参加資格確認申請書等に虚偽の記載をし、これを提出した者がした入札

(2) 入札に参加する条件に違反した入札

(3) 新潟県財務規則(昭和57年新潟県規則第10号。以下「財務規則」という。)第62条第1項各号に掲げる入札

(4) 入札者が不当に価格をせり上げ、又はせり下げる目的をもって連合その他不正行為をしたと認められる入札

8 入札保証金

契約希望本体金額に100分の10に相当する額を加算した金額の100分の5に相当する金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げた金額)以上の現金(金融機関が振り出し、又は支払い保証をした小切手を含む。以下同じ。)とする。ただし、財務規則第43条第1号に該当する場合は、免除する。

なお、複数の方法による保証は認めない。

9 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げた金額)以上の現金とする。ただし、財務規則第44条第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

なお、複数の方法による保証は認めない。

10 その他

(1) 競争入札参加資格確認申請書等の取扱い

ア 競争入札参加資格確認申請書等の作成に要する費用は、作成者の負担とする。

イ 提出された競争入札参加資格確認申請書等は、提出者に無断で使用しない。

ウ 提出された競争入札参加資格確認申請書等は、返還しない。

(2) その他

ア 契約の手續において使用する言語及び通貨は日本語(契約当事者に関する記載部分を除く。)及び日本国通貨とする。

イ 不当介入に対する通報報告

契約の履行に当たり暴力団関係者から不当介入を受けた場合、警察及び新潟県へ通報報告を行うこと。

ウ 契約の停止等

本件調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

エ その他詳細は、入札説明書による。

オ この公告及び入札説明書に定めるもののほか、本件の入札及び委託契約の内容に関しては、財務規則その他新潟県知事の定める規則、日本国の関係法令の定めるところによる。

11 Summary

(1) Nature and quantity of the products and services to be hired:

Operation and Maintenance of Niigata Prefectural LAN System and Common Basic System and Basic Residential Resisters Network System

(2) Time and Place of bidding:

10:00a.m. , 25 November, 2019

Niigata Prefectural Building Bidding Room

4-1 Shinko-cho, Chuo-ku

Niigata city, Niigata, Japan

(3) For more information, contact

Information Management Division

Department of General Affairs and Management

Niigata Prefectural Government

4-1 Shinko-cho, Chuo-ku

Niigata city, Niigata, Japan

〒950-8570

別記

評価基準

技術点

評価区分	細項目	評価の基準	配点
運用管理方針	1 基本コンセプト	・本業務の目的を正しく捉え、業務実施に当たってのコンセプトが明確化されている	20
	2 課題の把握	・運用管理における課題と具体的な解決策が提案されている	40
運用管理体制	1 組織体制	・適切な人員数、配置が確保されている ・事業者側の役割分担が適切で、明確に示されている。 ・緊急時の連絡体制が明確に示されている。 ・有効な実績を伴う企業体制が構築されている ・都道府県及び政令指定都市におけるシステム・ネットワークの運用管理実績がある。	100
	2 要員の能力・実績	・有効な資格取得者が運用管理要員となっている。 ・運用管理要員に十分な経歴・経験年数が認められる。 ・運用管理要員に十分な実績が認められる。 ・過去の実績において、中心的、主体的な参画が確認できる。 ※過去にどのようなシステム、ネットワークの運用管理を行ってきたか。発生した問題とその解決策。その他工夫などが確認できる。 ※本業務の仕様の内容を正確に理解している。 ※障害発生時における問題の分析が的確であり、適切な判断及び対応が期待できる。 ※話の内容が簡潔でわかりやすい。互いの意志を確認し、質問の内容に正しく受け答えしている。	160
	3 作業分担等	・事業者と県の役割分担、責任の所在等が明確になっている	20
	4 セキュリティ対策	・運用管理業務における有効なセキュリティ対策が示されている。 ・事業者におけるセキュリティ対策基準が適正に制定されており、明確で具体的である。	40
	5 運用管理水準の維持	・要員に欠員が生じた場合の対策が具体的に提案されている。 ・要員の能力向上のための取り組みが認められる。 ・運用管理水準を維持するための有効な指標が設定されている。 ・災害発生時等の業務継続体制について、有効な提案がある。 ・その他、運用管理水準を維持するための有効な提案がある。	110
その他	1 その他アピール	・本業務及び本県にとって、有益なアピールポイントがある。	10
			500

※印の評価項目については、主にヒアリングにより評価する。

価格点

入札額	下記の算定方法により評価する	250
技術点＋価格点		750

価格点の算定方法について

$$\text{価格点} = \text{偏差値} \times \text{配点の満点} / 100$$

$$\text{偏差値} = (\text{入札額} - \text{入札額の平均値}) \times (-10) / \text{標準偏差} + 50$$

$$\text{標準偏差} = ((\text{各入札参加者ごとの}(\text{入札額} - \text{入札価格の平均値})\text{の2乗の総和}) / \text{入札参加者数})\text{の平方根}$$

各計算にあたっては、小数点以下第3位で四捨五入するものとする。ただし、評価点数を求める際は小数点以下第1位で四捨五入する。

入札参加者が2者の場合は、次に示す方法とする。

$$\text{価格点} = (\text{修正偏差値} \times \text{配点の満点} / 100 \times 2 + \text{配点の満点} \times (1 - \text{入札額} / \text{予定価格})) / 3$$

$$\text{修正偏差値} = 50 - \text{偏差値の差の絶対値} / 2 \times (\text{入札価格} - \text{他者の入札価格}) / \text{予定価格}$$

入札参加者が1者のみの場合、または、全ての入札者の入札価格が同額の場合は、価格点を一律125点とする。

指定管理者の募集について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び新潟県児童福祉施設条例（昭和39年新潟県条例第16

号。以下「条例」という。)第5条第1項の規定により、次のとおり指定管理者を募集する。

令和元年10月1日

新潟県知事 花角 英世

1 募集する事項

(1) 対象施設及び対象業務

ア 対象施設

新潟県若草寮（以下「若草寮」という。）

イ 対象業務

(7) 保護者のない児童、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童を入所させて、これを養護し、あわせて退所した者に対する相談その他の自立のための援助に関する業務

(4) 若草寮の施設及び設備の維持管理に関する業務

(7) 前2号に掲げるもののほか、指定管理者に行わせることが適当な業務として知事が定める業務

(2) 指定の期間

令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

管理運営実績について、外部委員会による評価を行った結果、支障がないと判断される場合は、指定期間を更に5年間延長する場合がある。

2 申請資格

新潟県内に主たる事務所を設置して社会福祉事業を行っている社会福祉法人とし、次の要件を満たすこと。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。

(2) 県議会議員が無限責任社員、取締役、執行役員若しくは監査役若しくはこれらに準ずべき者、支配人及び清算人（以下「役員等」という。）に就任していないこと。

(3) 知事、副知事並びに地方自治法第180条の5第1項及び第2項に規定する委員会の委員が役員等に就任していないこと。（県が資本金その他これに準ずるものを出資している法人を除く。）

(4) 県の指名停止措置を受けていないこと。

(5) 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更生又は再生手続きを行っている者でないこと。

(6) 県税等を滞納していないこと。

(7) 経営状況が健全であること。

(8) 指定管理者になろうとする法人及びその役員等が、次のいずれにも該当しないこと。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 役員等が暴力団である者、又は暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している者

エ 自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者

オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者

キ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者

3 募集に関する必要な事項を示す場所等

(1) 申請書の提出場所、募集条件を示す場所、募集要項の交付場所及び問い合わせ先

郵便番号 950-8570

新潟県新潟市中央区新光町4番地1

新潟県福祉保健部児童家庭課家庭福祉係

電話 025-280-5926（直通）

(2) 募集要項の交付方法

前記3(1)で交付する。また、新潟県ホームページからも入手可能である。

(3) 申請書類の提出期間

令和元年9月20日（金）から令和元年10月21日（月）まで

4 その他

(1) 失格 虚偽の申請を行った場合及び本件募集要項において示した条件に反した場合は、失格とする場合があ

- る。
- (2) 指定管理者候補者の選定 選定基準に基づく指定管理者審査委員会の審査を踏まえ、指定管理者候補を選定する。
- (3) 指定管理者の指定 指定管理者は県議会の議決を経て指定する。
- (4) その他 詳細は募集要項による。

一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、新潟東港臨海用地造成事業会計所有土地の処分について、次のとおり一般競争入札を行う。

令和元年10月1日

新潟県知事 花 角 英 世

1 入札に付する事項

(1) 件名及び数量

番号	物件名	所在地	種別	実測面積	坪数
1	太郎代駅跡地 (長潟)	新潟市北区 太郎代字長潟958番 1	雑種地	5,874.54㎡	約1,780坪
2	西7号緑地	新潟市北区太郎代字山小屋 1572-11ほか2筆	雑種地・田	2,959.69㎡	約896坪

(2) 物件の仕様等

入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 新潟県暴力団排除条例第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
- (3) 当該売却物件に係る入札の入札参加申込書及び確認書を提出し、入札参加を認められた者であること。

3 入札説明書の交付等

入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 950-8570

新潟県新潟市中央区新光町4番地1

新潟県交通政策局港湾振興課万代島・東港管理係

電話番号 025-280-5100

Eメール ngt170010@pref.niigata.lg.jp

入札説明書等の交付は上記の場所で行うほか、新潟県ホームページで公開する。

4 開札日時及び場所

(1) 入札・開札日時

令和元年12月6日（金）午前10時

(2) 開札場所

新潟県入札室

5 その他

(1) 入札保証金

入札書に記載された金額の100分の5に相当する金額以上の額を納付すること。

(2) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加申込書を令和元年10月21日（月）午後5時までに上記3の場所に提出しなければならない。なお、提出書類等詳細については入札説明書による。

また、入札参加申込書提出後、地元へ説明を行い、同意を得た旨を記載した確認書を令和元年11月29日（金）午後5時までに上記3の場所に提出しなければならない。詳細については、上記3へ問い合わせること。

入札者は、入札日の前日までの間において、契約担当者から当該書類に関し説明を求められた場合は、こ

れに応じなければならない。

期限までに申込みをしなかった場合や確認書を提出しなかった場合は、入札には参加できない。

(4) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 暴力団等の排除

ア 誓約書の提出

イ 不当介入に対する通報報告

契約の履行に当たり暴力団関係者から不当介入を受けた場合、警察及び発注者（新潟県）へ通報報告を行うこと。

(7) その他

詳細は入札説明書による。